

# 第九十一回 参議院商工委員会議録 第五号

(一四三)

昭和五十五年四月十日(木曜日)

午後二時一分開会

委員の異動

辞任

岩崎 純三君

三月二十五日

辞任

森下 泰君

三月二十六日

辞任

大木 正吾君

三月二十七日

辞任

井上 計君

三月二十八日

辞任

吉田 賢二君

辞任

長谷川 信君

四月一日

辞任

野口 忠夫君

四月二日

辞任

馬場 富君

四月八日

辞任

鈴木 一弘君

四月九日

辞任

小林 国司君

四月十日

辞任

下条進一郎君

四月十一日

辞任

中村 啓一君

四月十二日

辞任

中村 啓一君

四月十三日

辞任

小林 国司君

四月十四日

辞任

中村 啓一君

四月十五日

辞任

中村 啓一君

四月十六日

辞任

中村 啓一君

四月十七日

辞任

中村 啓一君

四月十八日

辞任

中村 啓一君

四月十九日

辞任

中村 啓一君

四月二十日

辞任

中村 啓一君

四月廿一日

辞任

中村 啓一君

四月廿二日

辞任

中村 啓一君

四月廿三日

辞任

中村 啓一君

四月廿四日

辞任

中村 啓一君

四月廿五日

辞任

中村 啓一君

四月廿六日

辞任

中村 啓一君

四月廿七日

辞任

中村 啓一君

四月廿八日

辞任

中村 啓一君

四月廿九日

辞任

中村 啓一君

四月三十日

辞任

中村 啓一君

四月卅一日

辞任

中村 啓一君

四月卅二日

辞任

中村 啓一君

四月卅三日

辞任

中村 啓一君

四月卅四日

辞任

中村 啓一君

四月卅五日

辞任

中村 啓一君

四月卅六日

辞任

中村 啓一君

四月卅七日

辞任

中村 啓一君

四月卅八日

辞任

中村 啓一君

四月卅九日

辞任

中村 啓一君

四月四十日

辞任

中村 啓一君

四月廿一日

辞任

中村 啓一君

四月廿二日

辞任

中村 啓一君

四月廿三日

辞任

中村 啓一君

四月廿四日

辞任

中村 啓一君

四月廿五日

辞任

中村 啓一君

四月廿六日

辞任

中村 啓一君

四月廿七日

辞任

中村 啓一君

四月廿八日

辞任

中村 啓一君

四月廿九日

辞任

中村 啓一君

四月卅日

辞任

中村 啓一君

四月卅一日

辞任

中村 啓一君

四月卅二日

辞任

中村 啓一君

四月卅三日

辞任

中村 啓一君

四月卅四日

辞任

中村 啓一君

四月卅五日

辞任

中村 啓一君

四月卅六日

辞任

中村 啓一君

四月卅七日

辞任

中村 啓一君

四月卅八日

辞任

中村 啓一君

四月卅九日

辞任

中村 啓一君

四月四十日

辞任

中村 啓一君

四月廿一日

辞任

中村 啓一君

四月廿二日

辞任

中村 啓一君

四月廿三日

辞任

中村 啓一君

四月廿四日

辞任

中村 啓一君

四月廿五日

辞任

中村 啓一君

四月廿六日

辞任

中村 啓一君

四月廿七日

辞任

中村 啓一君

四月廿八日

辞任

中村 啓一君

四月廿九日

辞任

中村 啓一君

四月卅日

辞任

中村 啓一君

四月卅一日

辞任

中村 啓一君

四月卅二日

辞任

中村 啓一君

四月卅三日

辞任

中村 啓一君

四月卅四日

辞任

中村 啓一君

四月卅五日

辞任

中村 啓一君

四月卅六日

辞任

中村 啓一君

四月卅七日

辞任

中村 啓一君

四月卅八日

辞任

中村 啓一君

四月卅九日

辞任

中村 啓一君

四月卅日

辞任

中村 啓一君

四月卅一日

辞任

中村 啓一君

四月卅二日

辞任

中村 啓一君

四月卅三日

辞任

中村 啓一君

四月卅四日

辞任

中村 啓一君

四月卅五日

辞任

中村 啓一君

四月卅六日

辞任

中村 啓一君

四月卅七日

辞任

中村 啓一君

四月卅八日

辞任

中村 啓一君

四月卅九日

辞任

中村 啓一君

四月卅日

辞任

中村 啓一君

四月卅一日

辞任

中村 啓一君

四月卅二日

辞任

中村 啓一君

四月卅三日

辞任

中村 啓一君

四月卅四日

辞任

中村 啓一君

四月卅五日

辞任

中村 啓一君

四月卅六日

辞任

中村 啓一君

四月卅七日

辞任

中村 啓一君

四月卅八日

辞任

中村 啓一君

四月卅九日

辞任

中村 啓一君

四月卅日

辞任

中村 啓一君

四月卅一日

辞任

中村 啓一君

四月卅二日

辞任

中村 啓一君

四月卅三日

辞任

中村 啓一君

四月卅四日

辞任

中村 啓一君

四月卅五日

辞任

中村 啓一君

四月卅六日

辞任

中村 啓一君

四月卅七日

辞任

中村 啓一君

四月卅八日

辞任

中村 啓一君

四月卅九日

辞任

中村 啓一君

四月卅日

辞任

中村 啓一君

的に対処する觀点から、これを資本金の三十倍に引き上げることとした次第であります。

昭和五十五年度予算において、中小企業金融公庫の經營基盤を強化するため、同公庫に対する二十億円の出資を計上しているところであります。このため、他の政府系金融機関の例にならない、予

算措置が講じられた場合には、政府は追加して出資することができるよう所要の規定の整備を図ることとした次第であります。

こととしております。

○委員長(高藤十朗君) 次に、補足説明を聴取い  
ります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださ  
いますようお願い申し上げます。

たします。佐近中小企業庁良官。  
○政府委員(左近友三郎君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御

説明申し上げます。

審議してることを明白として、本件は一々公表するまでもないが、この結果、三兆七千億円を超過した。現在、その貸付残高は三兆七千億円を越え、中小企業の発展に重要な役割りを果たし

今後とも、中小企業金融公庫におきましては、  
中小企業の資金需要の増大に対応して、貸付原資  
をきております。

を安定的に確保するとともに、経営基盤の強化を図ることが必要であり、かかる趣旨にかんがみ、このたび、中小企業金融公庫法の改正を提案する。

こととした次第であります。本法律案におきましては、第一に、債券の発行限度額を引き上げることとしております。

中小企業金融公庫は、資本金の二十倍を限度として債券の発行が認められております。  
しかしながら、現在、債券の発行限度額五千四十二億円に対し、昭和五十四年度末の債券発行残高は、五千二十億円と、ほぼ限度額に達しつつあ

り、今後とも中小企業金融公庫が安定的な資金の確保を図るために、債券の発行限度額の引き上げを早急に行う必要があります。このため、今般、債券の発行限度額を資本金の三十倍に引き上げることとした次第であります。

第二に、追加出資規定を整備することとしております。

中小企業金融公庫の経営基盤を強化し、今後とも円滑な業務運営を行つていくため、昭和五十五年度予算において、同公庫に対する二十億円の出資を計上しているところであります。このため、他の政府系金融機関の例にならない、また、今後の追加出資にも対応し得るよう、政府は、予算で定められた金額の範囲内において、同公庫に追加して出資できるよう所要の規定の整備を図ることにした次第であります。

さらに、現行法において、中小企業金融公庫の日本開発銀行からの債権等の承継を定めた規定等、現在では実効性を喪失している規定の整理等所要の改正を行うこととしております。

以上、この法律案につきまして補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(齋藤ト朗君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大森昭君 大臣ね、法案と直接関係なくて申しわけないんですが、実は八日のカーターの対イラソウルン政策の宣言以来、毎日、新聞でいろいろ報道されているわけであります。大変日本の国にとって重要な問題でありますので、新聞の記事などによりますと、昨日からきょうにわたりましてアメリカの経済制裁措置についての政府側の意思統一などが行われるというふうに伝えられているのですが、全般的な話じやなくていいんです。が、通産大臣に関係することについて御報告をしていただきたいと思います。

○國務大臣(佐々木義武君) 御承知のように、マントスフィールド駐日大使が外務省に見えまして、

対イランの措置に対して日本側に要請があつたわけですが、その要旨は、これまでの米国の経過、それからとりました諸措置、これからどうとしている措置等、二番目には日本の今までとりました協力方に対して謝意を述べます。

〔委員長退席、理事中村啓一君着席〕

そういう意味からいきますと、最近やや公定歩合の引き上げの問題だとか、とりわけ卸売物価の上

昇などについて、まあ、いろいろあります。したがって中小企業、抽象的であります、全般的にどういう見點で価値を定めておるの

か、総論的にひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(左近友三郎君) 最近の中小企業の現状と申しますか、そういうものにつきましてわれ

われがいま判断をしておると、ころでござりますが、五十四年度、昨年の中小企業の生産とか販売が、

活動というのは比較的順調に推移したと言えるわけですが、まして、これは個人消費が堅調であつ

たとか、あるいは民間設備投資がだんだん出てき

たどか、こういったものの反映であろうと思いま  
す。ただ、下半期以降になりますと、例の石油問

題等々で石油化学その他原燃料価格の上昇がだんだん出てまいりまして、したがいまして、後半、

ことに十月以降になりますと、企業収益が低下傾向になると、うふうなことが出てきました。

また、最近になりますと、物価対策によります金

融引き締め 公定歩合の引き上げというようなことから金融環境がだんだん厳しくなるというふう

なことが出てまいりました。倒産の状態なども昨年十月以降かなりの高水準になつております。

て、一月、二月はそれほどでもございませんでし  
たけれども、しかし、列年の一月、二月よりも高

い水準というようなことでございます。中小企業のアシストに関する二点目、二点目は後

のアンケート調査をいたしますと、ことに今後の金融問題等についてはいろいろ不安を抱いておら

れるというのが現状でございますので、現在の状態は昨年のよかつた状態からだんだんむずかしい

状態に入りつつある。ことに金融面でもだんだん逼迫の度合ハを深めつつあるのでまなハかと、

ことで、われわれ心配をし、状態を隨時把握をして対策に備えておるというのが現状でございます。

○大森昭君 いま長官からのお話をありましたように、中小企業の育成にはいろんな施策が必要であります。

ありますが、とりわけ金融問題というのが中小企

業の倒産防止だと、あるいは育成強化に多大の役割りを果たしているんだろうと思うんです。

そこで都市銀行などの内容を分析してみますと、中小企業向けの志向が高まっておりまして、都市銀行でも二三・五%ぐらいに増大しております。

そうしますと、いま政府系の中小企業の金融問題をあわせてみた場合に、この都市銀行のいわゆる中小企業向け貸出残高が多いということは、

そこには何か政府系のいわゆる金融よりも何か利

点があるんじゃないかと思うのであります。そ

の辺のこの判断はどういうふうにつかまれてお

りますか。

○政府委員(中澤忠義君) 都市銀行と政府系金融機関との関係でござりますけれども、先生だい

ま御指摘のとおり数字的見ますと、今回の引き締めが始まました昨年以降最近時点におきます

都市銀行が貸し出しております中小企業向けの貸

出残高は若干伸びておる傾向にござります。

ただこれ自体、この数字自体が今後も安定的に定着す

るかどうか、もう少し推移を見てみなければわか

らないと思うわけでござりますが、また都市銀行

が中小企業に対して貸し出しております分野につ

きまして見ますと、比較的中小企業の中でも優良

な中小企業に偏っているということが言えるかと

思います。したがいまして、小規模あるいは零細

層の中小企業者に対する対応として、そういう金

融を行うためには、やはり中小公庫等の政府系の

金融機関あるいは相互銀行、信金、信組といった

ような中小企業の金融を専門にやっております機

つて、それから中小公庫だって、不良などころへ貸し付けるわけはないんだから優良であるんでありますね、いま何か構造的に余りどちらで貸してあるかわかりませんが、

〔理事中村啓一君退席、委員長着席〕

金利で貸しているかわかりませんが、

いすれにいたしましても過去の一年間の平均で

くと七%ちょっとで貸しているんですね、都市銀

行は、それで中小の公庫の場合には八・二%でし

ょう、今度少し上がるのかどうかわかりません

が、この辺の金利というのはどういうふうになっ

ているんですか。

○政府委員(中澤忠義君) ただいま先生が御引用になりました民間金融機関の金利水準と申しますのは、恐らく約定平均金利の数字をおどりになつたと思います。

これはもう先生御承知のように、約定金利は長期の資金にプラスいたしまして比較的短期の金利も含めますし、また過去にすでに貸し付けております貸付分の金利も入った、残額も含めました平均的な金利でござります。したがいまして、先生がお話しになりましたように、現時点では政府系の機関が貸しております基準金利と対比しますと、民間のものと比べましても約定金利との比較におきましては高く見えるわけございますが、一概にこの約定金利の平均と基準金利とは比較できません貸付分の金利も入った、残額も含めました平均的な金利でござります。したがいまして、先生がお話しになりましたように、現時点では政府系の機関から借りておりました過去の第一次石油危機直後の高利の長期資金を民間に肩がわりするという動きが相当出ておりました。つまりそれが現在の高金利の問題じやなくて、かつて昨年の前半まで続きました非常に低金利時代に、長期の政府系機関から借りておりました過去の第一次石油危機直後の高利の長期資金を民間に肩がわりするという動きが相当出ておりました。またこれにつきましては、この中小企業金融公庫等の政府系機関は、通常の民間機関はなかなかそういう早期償還というのをやらないのが金融習慣上多いようですが、これはやはり政府系の機関でござりますので、そういう中小企業の方々の申し出に対しましては、それに応じましてそういう措置をとったわけござります。したがって、昨年の都市銀行のシェアの増大というのを、そういうふうな特殊事情が相当絡んでおるかと思います。それからまた、金利全般につきましては、実はやはりケース・バイ・ケースでございまして、市中金融機関の中にも一般的率は高いけれども比較的優良などころには安く貸すというふうなこともあります。それが、大きな動きはそういうことだと思います。

いたしまして、現在の数字で申しますと、民間金融機関のプライムレートは九・五%でございまして、民間ムレートと同等あるいはそれ以下にしておるわけございまして、現在の数字で申しますと、民間でございまして、現時点での民間の最優

遇金利、長期プライムレートと政府系三機関の基準金利と比較しますと、政府系機関の貸出金利の方が安いということになつております。

○大森昭君 そうすると、安い方を借りないで、

いいですか、高い方を借りているということにならぬですね、いまあなたの実情把握からいくと、

というのは先ほど指摘しましたように、都市銀行を初めその他の一般民間金融機関の中小企業向けの貸し付けは増大しているという視点はどうなんですか、それじゃ。

○政府委員(左近友三郎君) たとえば昨年度につきましては、つまり五十四年度につきましては、確かに民間金融機関の、ことに都市銀行などの貸し付けは増大しているという視点はどうなんですか、それじゃ。

なつてまいりますと、従来のような形に進むかどうかということは、われわれも少し情勢を見ないとわからないということになっております。

○大森昭君 長官の話では、昨年の特異な例みた

うかということは、われわれも少し情勢を見ないとわからないということで、情勢を毎月検討しておるというのが現状でござります。

○大森昭君 長官の話では、昨年の特異な例みた

うかということは、われわれも少し情勢を見ないと

わからないということになつております。

○大森昭君 そうすると、安い方を借りないで、

いいですか、高い方を借りているというこ

とになつております。

○大森昭君 それじゃあれですか、政府系の方が

安いということなんですか。

○政府委員(左近友三郎君) 現時点での民間の最優

遇金利、長期プライムレートと政府系三機関の基

準金利と比較しますと、政府系機関の貸出金利の

方が安いということになつております。

○大森昭君 そうすると、安い方を借りないで、

いいですか、高い方を借りているというこ

とになつております。

○政府委員(左近友三郎君) まず第一点でござい

ますが、御指摘のとおりでございまして、私は

ど昨年度の状態の解説を申し上げましたが、しか

どわれわれといつしましては、やはり金利の情

勢、経済の情勢いろいろ変わってまいりました

が、それで、まさに振返りながら政

府系の金融機関の運用のやり方も絶えず検討し

ていますので、絶えず事態の推移を見守りながら政

府系の金融機関の運用のやり方も絶えず検討し

ていますので、絶えず事態の推移を見守りながら政

府系の金融機関の運用のやり方も絶えず検討し

るわけでございますが、四月一日からは基準金利をいわゆる民間金融機関の長期プライムレートよりも少し抑えましたので、結局利ざやが現在〇・六%になつておると、こういう現状でございまして、これを、利ざやはやはり中小公庫が適切な運営ができるようにしなきゃいけませんし、また中小企業者の資金需要にも弾力的に対応できるようになければいけないということでございます。

現在はそういう高金利で、しかも公定歩合が数度にわたって引き上げられてきたというような過渡的な現状でござりますので、若干従来よりは低く抑えられていますが、余りまた低く抑えると公庫の運営ができないといったこともございますので、今後資金運用部の金利の上がり方にもらみながら検討していかたいというふうに考えておるところでございます。

○大森昭君 公庫の運営ができないという話でありますけれども、まさに五十三年度の決算を見ますと、八十八億の赤字でしょ。そして五十四年度はまだ決算ができるのかどうかわかりませんが、伝えられるところによりますと、この八十八億をはるかに上回るという収支状況だと聞いています。でも、経営基盤といいますか、非常に不安定なものになつているんじゃないですか。

○政府委員(左近友三郎君) 中小公庫の運営は、実は昭和五十二年度までは非常に健全に運営をしていただきまして、しかも将来の事態に備えて滞貸債却引当金というのを大体六百億ぐらい積んでおつたわけでござります。それで実は五十三年度は御指摘のように八十八億ほど期間の損益については赤字が出たわけでございますが、これについては、先ほど申しました六百億の引当金を一部こぎまして、五十四年度も確かに八十八億以上の赤字が予測されるわけでございますが、これもこの引当金の取り崩しで賄えるというのが現状でございます。

ただ、この五十三年度のこの状態が悪くなりま

した大きな理由の一つは、先ほど申しましたよな中小企業の方々の繰り上げ償還等に応じたと、あるいは過去の金利を若干既往金利の引き下げを行つたというふうなこととか、あるいは円高融資等の政策的な緊急融資をやつた、これは非常に金利を安くして貸し出したわけでございますが、こういうことから悪くなりまして、われわれとしてはそういう経過的な問題であろうと、したがいまして公庫の会計が悪化するのは一時的なものであらうというように考えておるわけでございます。

したがいまして、今後の模様によりましてさらに悪化するようなことがござりますれば、いまの利ざや等も含めましていろいろ検討していかたいと思つておりますが、現在のところわれわれの判断では、五十三年度、五十四年度はそういう緊急融資等あるいは低金利対策等というようななところの緊急対策によつて赤字が出たというふうに判断をしておるわけでございます。

○大森昭君 そういうとらえ方をしていますどね、実は時間が余りありませんからあれですが、たとえばいまの店舗の問題にいたしましても、必ずしもいまのままでいいかどうかという問題がありますしね。いずれにいたしましても、たとえばコンピューターなどを導入するにいたしましても、も、相當な金がかかるということなんですね。

考え方で、現状だけでやつしていくと、うなづかなければいけないけれども、いまの問題をめぐつていろいろ議論されているのは、果たして本当に中小企業の育成あるいは倒産防止のために十分な役割を果たしているかどうかという視点はちよつと長官と違うんですね。ですから、いまの状態の中で大変満足しているという状態の御答弁ならそれでいいんですけれども、総体的に言つて、支店もふやさなければいけない、合理化を進めると、長官と違うんですね。ですから、いまの

が、そういう努力を今後も続けてまいりたいとい

間がかかるし、いろいろ不満たくさんあるわけでね。そうなると、やはり職員なんかも、少し行政改革には逆立ちするかもわかりませんが、少しやしてみたらどうかという問題もあるわけですから、総体的ながめても長官の言われるとおりですか、まあああというところでですか。

○政府委員(左近友三郎君) 私申し上げましたのは、公庫が一時的に赤字を出しましたが、この赤字要因は一時的なものなので、基本的な考え方ではござりますけれども、いま御指摘のように、公庫の融資、ことにこれから金融情勢が厳しくなつてきますと、政府系金融機関の任務は非常に重くなつてしまりますから、それに対応するためにはまだまだ改善を要する点はたくさんあるというようになります。また、そういうことの反省から、実は五十五年度にも二十億の出資という近年にないことをやつたわけでございまして、二十億の出資といふことも公庫の基礎を強くするという意味でございます。したがいまして、われわれはこういうことで当面の赤字は何とか処理はできますが、決してそれに満足してはいるわけではありませんで、今後この公庫がより中小企業の皆様方の資金需要に的確におこたえできるよう制度を改め、あるいは公庫の基礎を強くしていくという努力は続けてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○大森昭君 ちなみに、直接貸し付けと代理貸し付けの割合といいますか、実績はどういうふうに推移しているのですか。

○政府委員(中澤忠義君) 中小公庫の直接貸し付けて代理貸し付けの比率でございますが、発足当初は主として民間の金融機関を通じた代理貸し付けに頼っておつたわけでござりますが、その後逐月までの実績が出ておりますが、その後途中申しますと、直接貸し付けが五四%、代理貸し

付が四六%という割合になつております。

○大森昭君 前の状態から見れば、直接貸し付けの方がふえてるというわけですね。そうしてしまつたからと、いう視点で公庫の運営を今後していくべきだからと、いう視点で公庫の運営を今後していくべきことになりますと、どうも中小企業全体の人たちの意に沿わないと思うのですが、そういう意味では何か手段のことを考えているのです。

そうなると、まだ依然として代理貸し付けが四六%あるという視点で業務の運営をしないと、いふべきだからと、いう視点で公庫の運営を今後していくべきことになりますと、どうも中小企業全体の人たちの意に沿わないと思うのですが、そういう意味では何か手段のことを考えているのです。

○政府委員(左近友三郎君) この中小企業の方々に対する資金需要でございますが、これに対して中小公庫が的確に貸し付けるといふために、直接貸し付けというものを相当重視してまいりたい。直接貸し付けといふことを御指摘のとおりでございまして、それは、そのためにはやはり支店網というものをだんだん拡充していく必要があるというようになります。それで、そのためにはやはり支店網をいたしまして、現在は四十八カ所でございまして、そのほか出張所が六カ所ございますが、各都道府県に最低一店舗というのはもう実現できただけでござります。しかし、これでわれわれも満足しているわけではございませんで、今後も店舗網の拡充というものを引き続き進めてまいりたいと、うように考えておりまして、五十五年度でも一つの出張所を支店に昇格いたしまして、また一つ出張所を新設するというふうな予算を組んでおります。

ただ、店舗の増加というのは、やはり具体的な場所の獲得あるいは人員の養成等々、一挙にそつたくさんつくことはできませんので、これはやはり逐次拡張していくこうということをございます。

うふうに考えております。

○大森昭君 まあいすれにいたしましても、これは見通しの問題でありますから多少意見が違うんだろうと思うのですが、財投から借りて、貸し付けをして利ざやを得るというこの状態でいきますと、そう中小企業の方に安い金利で金を貸すという状態で続けられるといふんですよ。いま、従来成績が多いなりますと、いま、従来成績が多ければ多いほど、それだけ利ざやの点が薄まるわけでありますから、貸し付けを受けた人たちはそれだけ喜ぶわけですね。それだけ喜ぶわけですね。それから先ほども御指摘いたしましたように、都市銀行が中小企業に向けての貸し付けが増大をしているところも、これからという状態の中ではもう一度これは見直さなければいけないし、それから先ほども御指摘いたしましたように、都市銀行が中小企業に向けての貸し付けが増大をしているところも、これ

もまた一つの問題点でありますし、そういう意味合いから少し中長期的に公庫の金融政策というものは検討されているんですか。

○政府委員(左近友三郎君) 御指摘のとおりでございまして、八〇年代を迎えてから、経営基盤の中ではある程度楽であつたけれども、これからという状態の中では見直さなければいけないし、それから先ほども御指摘いたしましたように、都市銀行が中小企業に向けての貸し付けが増大をしているところも、これもまた一つの問題点でありますし、そういう意味合いから少し中長期的に公庫の金融政策というものは検討されているんですか。

○政府委員(左近友三郎君) 御指摘のとおりでございまして、八〇年代を迎えてから、経営基盤の中ではある程度楽であつたけれども、これからという状態の中では見直さなければいけないし、それから先ほども御指摘いたしましたように、都市銀行が中小企業に向けての貸し付けが増大をしているところも、これもまた一つの問題点でありますし、そういう意味合いから少し中長期的に公庫の金融政策というものは検討されているんですか。

○中尾辰義君 最近の中小企業金融の現状と、そ

おるわけでございます。

そこで、大きな基本的な問題としては、やはり貸すという状態で続けられていくとは私は思わないでありますよ。それなりますと、いま、従来成績が多いなりますと、いま、従来成績が多ければ多いほど、それだけ利ざやの点が薄まるわけでありますから、貸し付けを受けた人たちはそれだけ喜ぶわけですね。ですから、従来の経営基盤の中ではある程度楽であつたけれども、これからという状態の中ではもう一度これは見直さなければいけないし、それから先ほども御指摘いたしましたように、都市銀行が中小企業に向けての貸し付けが増大をしているところも、これ

もまた一つの問題点でありますし、そういう意味合いから少し中長期的に公庫の金融政策というものは検討されているんですか。

○政府委員(左近友三郎君) 御指摘のとおりでございまして、八〇年代を迎えてから、経営基盤の中ではある程度楽であつたけれども、これからという状態の中では見直さなければいけないし、それから先ほども御指摘いたしましたように、都市銀行が中小企業に向けての貸し付けが増大をしているところも、これもまた一つの問題点でありますし、そういう意味合いから少し中長期的に公庫の金融政策というものは検討されているんですか。

○中尾辰義君 最初に中小企業金融の現状につきまして二、三お伺いをいたします。

○中尾辰義君 最初に中小企業金融の現状につきまして二、三お伺いをいたします。

○中尾辰義君 最近の中小企業金融の現状と、そ

れから五十四年度の三機関の融資状況。

○政府委員(中澤忠義君) 最近の中小企業に対する融資情勢でございますけれども、最近の企業向ける金融は、中小企業につきましても原燃料の価格が第一点でございます。これについては今後出資をするなり、あるいは融資規模を拡大するなりというようなことで、だんだん強化をしてまいりたいというふうに考えております。

第二点といいたしましては信用補完制度を充実する。つまり、中小企業というのはなかなか担保がないとか、信用力が不足するというようなことがござりますので、いわゆる信用保証協会等を利用して、たしまして資金の借り入れが容易になるような制度に持つていただきたいということで、これは実は今国公、後ほどまた審議をお願いしております中小企業信用保険法の改正というようなことで、逐次信用保険の内容も改善していくといふことになります。これを中小公庫の貸し付けの状況に引き直して申し上げますと、五十四年度の上期の貸し付け状況でございますが、設備資金が三千九百五十五億円ということで、対前年同期比で一三七%でござります。

昨年の上期の運転資金の方でございますけれども、これは四千二百二十五億円ということで、昨年上期に関する限り対前年比九四%という状況になります。昨年の上期の運転資金の伸びが前年比で低調であったということは、全体的に減量

も、先ほど長官が述べましたように、民間の金融環境が上期につきましては緩和しておりましたので、政府系のウエートが低く出たということでござります。

また、そのほかの要因といたしまして、五十三年度で政策金融、特に円高その他の緊急融資があつたということで、五十三年度の運転資金の貸しき付が非常に伸びたということも反映されております。

○中尾辰義君 いま答弁をお伺いしましたが、このことについて、五十四年度の上半期の設備資金は好調に伸びておられます。しかし、その反面に運転資金の需要が余り伸びてないというのはどういうわけなのか、どのように中小企業はその原因を見ているのか、お伺いします。

○政府委員(中澤忠義君) 五十四年度上期の運転

数字が出たということは、昨年の上期まではやはり民間の金融機関におきまして運転資金需要に賄えられます資金の供給力が比較的あつたというこ

とが一つございます。  
またもう一つは、前年の五十三年度の上期におきまして、為替変動対策緊急融資でございますとか、不況対策の融資でございますとか、前年の五十三年度の上期に政策金融が政府系の金融機関において相当大幅に伸びたと、為替変動準備金で申しますと二千億円というような実績が五十三年度でございますが、そういうことで前年の五十三年度に運転資金の需要が伸びたということがあります。この下期に入りますと運転資金の需要が伸びております。現在、三月分につきましてはまだ確定しておりませんけれども、設備、運転資金合わせまして、対前年で一、二月の状況を見ますと、中公で一五%、国民金融公庫で二三%といふふうに伸びております。特に運転資金につきましては、国金の運転資金が相当高い伸びになつておるという状況でございます。

○中尾辰義君 それで、まあ昨年も中小企業の毎年の例年行事みたいになつて、年末の特別融資、これも見送られたわけですが、そのように中企業の資金需要というのが第三・四半期は余り伸びてないんですが、第四・四半期はこの資金需要がどうなつていて、この辺の見通しどうなっていますか。わかっていたらひとつお願いします。

○政府委員(中澤忠義君) 政府系中小企業金融機関の第四・四半期を通じまして全体の貸し付け量は、現在集計中でございます。特に、三月分について集計中でございまして、残念ながら第四・四半期全体の対前年の計数ございません。したがつて、一一二月の状況から推定すると、特に申し込みベースの数字は出ておりますので、これをもつて推計するわけでございますが、一一二月の状況で見ますと、対前年度比、中小公庫で申します

と、一五・四%の増加になつております。また国民金融公庫でございますと、二三・〇%の伸びを示しております。したがいまして、申し込みの数字から見ましても、この本年に入りまして相当資金需要が伸びております。第四・四半期全体を通じましても相当高い伸びになるのではないかと推定されます。特にその中身を見ますと、運転資金の需要が伸びております。主として小口の資金を貯っておりまして、国民金融公庫の運転資金の伸びが高くなつておるということが言えるかと思ひます。

○中尾辰義君 それから、さつきの大森さんの質問で、中小企業金融公庫八十数億の赤字を出してみると、どうなつてあるのか、パーセントと金額等でわかつておれば、最近の新しいので——これは総裁の方ですか。

○政府委員(左近友三郎君) いまの御質問は、綠いわゆる代位弁済のどの程度になつておるのか、パーセントと金額等でわかつておれば、最近の新しいので——これは総裁の方ですか。

○政府委員(左近友三郎君) いまの御質問は、綠り上げ償還のことです。要するに、中小公庫が本来は期限いっぱい貸しておるもの、少し期間前に中小企業が、金利が高いものですから、償還したいと申します。それに応じておりますが、その数字をお答えますのはそれでございますが、その数字をお答えねばいいと思いますが、それでよろしくうござります。

○中尾辰義君 はい、それで結構です。

○政府委員(左近友三郎君) それじゃ、公庫の方からひとつ……。

○中尾辰義君 ちよつと——すると、代位弁済、あれは保証協会でやつておるわけ、ちよつと勘違しておつたが。

○政府委員(左近友三郎君) はい。

○参考人(船後正道君) 当公庫に対する繰り上げ

償還の状況でございますが、五十二年度におきま

しては千七百七十七億円、五十三年度におきま

しては四千八百六十二億円、以上が繰り上げ償還の実績でございます。

○中尾辰義君 それじゃ法案に入りまして、今回

の改正法案で債券の発行限度額が、これが資本金の二十倍から三十倍に引き上げる、そういうことになります。したがいまして、申し込みの数字になつたわけです。その理由はどういうものなのか、それと、現在の中公庫の債券の発行残高はどうなつてあるのか、その辺教えてください。

○政府委員(中澤忠義君) 最初の債券の発行限度額でございます。ただいま現在の資本金を二十

倍にいたしますと五千四十二億円でございますの

で、ほぼ現行の二十倍の発行限度に満杯になつて

おるという現状でございまして、来年度以降の債

券発行を今後安定的にいたしまして原資の確保を

する点から申しますと、この限度額をさらに引き

上げる必要があるということです。

三十倍にする理由でございますが、三十倍に引き上

げますれば当分の間は債券発行に支障を來さない

という状況もございまして、今回三十倍の改正案

をお願い申し上げておるという状況でございま

す。

また、第二点の債券の発行残高でございます

が、最近の発行額、五十二年度以降數字的に申し

ますと、五十二年度、五十三年度それぞれ七百二

億円発行いたしました。五十四年度七百五十二億

円でございます。したがいまして、五十四年度末

におきます発行残高が、先ほど申しました五千二

十億円という状況になつております。

○中尾辰義君 それから、債券発行限度額を資本

金の三十倍としておるわけですが、こういうのは

ほかの金融機関にあるのかどうか、それが一

点。それから公営企業金融公庫、住宅金融公庫、

沖縄振興開発金融公庫等は特に債券の発行限度額

について規定はしておらないで無制限となつてい

るわけですが、このように機関がまちまちになっ

ているのはどういうわけなのか、それをお伺いし

ます。

○政府委員(中澤忠義君) 現時点におきまして、債券の発行が認められております金融機関を申し上げますと、中小公庫のほかに政府系の金融機関といたしましては北海道東北開発公庫、それから先生が例示されました公営公庫、住宅公庫、沖縄公庫、商工中金、農林中金、開銀、輸銀という八機関でございます。

それで、第一問の三十倍という例はあるかとい

うことについて申しますと、現時点ではこれらの金融機関で三十倍という数字はございません。そ

れにはいろいろの理由がございますが、公営公庫

あるいは住宅公庫、沖縄公庫、それを除きます金

融機関につきましては債券発行限度が設けられ

るということを予防いたしまして、同時に債券保

有者を保護するということが目的だと考えられま

す。中公につきまして限度が設けられている理由

も同様でございます。

なお、公営公庫とか住宅公庫、沖縄公庫につき

まして、債券発行限度が設けられておらない理由

でございますが、これは公営公庫がその目的が資

金調達能力の乏しい地方公共団体の需要に応ずる

ために発行するものでございまして、その資金需

要がいわば公的な性格を持つておるということ

で、おのずから限度が出てくるということです。

また、住宅公庫とか沖縄公庫につきまし

ては、その発行する目的が一部の業務に限定され

ておる。それは財形積立債券のための業務需要で

ございますが、そういう目的が限定されておりま

すので、金額として債券発行限度を認める必要が

ないということです。

いずれにいたしま

つておらず、国債の発行も大変な数に上

っています。

問題になつておりますね。そういうときに中小公

庫でござります。

また、民間の金融機関といたしましては興、長

銀、日本債券銀行のような長期信用銀行と外國為

替銀行でございます。

それで、第一問の三十倍という例はあるかとい

うことについて申しますと、現時点ではこれらの金融機関で三十倍という数字はございません。そ

れにはいろいろの理由がございますが、公営公庫

あるいは住宅公庫、沖縄公庫、それを除きます金

融機関につきましては債券発行限度が設けられ

るということを予防いたしまして、同時に債券保

有者を保護するということが目的だと考えられま

す。中公につきまして限度が設けられている理由

も同様でございます。

なお、公営公庫とか住宅公庫、沖縄公庫につき

まして、債券発行限度が設けられておらない理由

でございますが、これは公営公庫がその目的が資

金調達能力の乏しい地方公共団体の需要に応ずる

ために発行するものでございまして、その資金需

要がいわば公的な性格を持つておるということ

で、おのずから限度が出てくるということです。

また、住宅公庫とか沖縄公庫につきまし

ては、その発行する目的が一部の業務に限定され

ておる。それは財形積立債券のための業務需要で

ございますが、そういう目的が限定されておりま

すので、金額として債券発行限度を認める必要が

ないということです。

いずれにいたしま

つておらず、国債の発行も大変な数に上

っています。

問題になつておりますね。そういうときに中小公

庫でござります。

また、民間の金融機関といたしましては興、長

銀、日本債券銀行のような長期信用銀行と外國為

替銀行でございます。

それで、第一問の三十倍という例はあるかとい

うことについて申しますと、現時点ではこれらの金融機関で三十倍という数字はございません。そ

れにはいろいろの理由がございますが、公営公庫

あるいは住宅公庫、沖縄公庫、それを除きます金

融機関につきましては債券発行限度が設けられ

るということを予防いたしまして、同時に債券保

有者を保護するということが目的だと考えられま

す。中公につきまして限度が設けられている理由

も同様でございます。

なお、公営公庫とか住宅公庫、沖縄公庫につき

まして、債券発行限度が設けられておらない理由

でございますが、これは公営公庫がその目的が資

金調達能力の乏しい地方公共団体の需要に応ずる

ために発行するものでございまして、その資金需

要がいわば公的な性格を持つておるということ

で、おのずから限度が出てくるということです。

また、住宅公庫とか沖縄公庫につきまし

ては、その発行する目的が一部の業務に限定され

ておる。それは財形積立債券のための業務需要で

ございますが、そういう目的が限定されておりま

すので、金額として債券発行限度を認める必要が

ないということです。

いずれにいたしま

つておらず、国債の発行も大変な数に上

っています。

問題になつておりますね。そういうときに中小公

庫でござります。

また、民間の金融機関といたしましては興、長

銀、日本債券銀行のような長期信用銀行と外國為

替銀行でございます。

それで、第一問の三十倍という例はあるかとい

うことについて申しますと、現時点ではこれらの金融機関で三十倍という数字はございません。そ

れにはいろいろの理由がございますが、公営公庫

あるいは住宅公庫、沖縄公庫、それを除きます金

融機関につきましては債券発行限度が設けられ

るということを予防いたしまして、同時に債券保

有者を保護するということが目的だと考えられま

す。中公につきまして限度が設けられている理由

も同様でございます。

なお、公営公庫とか住宅公庫、沖縄公庫につき

まして、債券発行限度が設けられておらない理由

でございますが、これは公営公庫がその目的が資

金調達能力の乏しい地方公共団体の需要に応ずる

ために発行するものでございまして、その資金需

要がいわば公的な性格を持つておるということ

で、おのずから限度が出てくるということです。

また、住宅公庫とか沖縄公庫につきまし

ては、その発行する目的が一部の業務に限定され

ておる。それは財形積立債券のための業務需要で

ございますが、そういう目的が限定されておりま

すので、金額として債券発行限度を認める必要が

ないということです。

いずれにいたしま

つておらず、国債の発行も大変な数に上

っています。

問題になつておりますね。そういうときに中小公

庫でござります。

また、民間の金融機関といたしましては興、長

銀、日本債券銀行のような長期信用銀行と外國為

替銀行でございます。

それで、第一問の三十倍という例はあるかとい

うことについて申しますと、現時点ではこれらの金融機関で三十倍という数字はございません。そ

れにはいろいろの理由がございますが、公営公庫

あるいは住宅公庫、沖縄公庫、それを除きます金

融機関につきましては債券発行限度が設けられ

るということを予防いたしまして、同時に債券保

有者を保護するということが目的だと考えられま

す。中公につきまして限度が設けられている理由

も同様でございます。

なお、公営公庫とか住宅公庫、沖縄公庫につき

まして、債券発行限度が設けられておらない理由

でございますが、これは公営公庫がその目的が資

金調達能力の乏しい地方公共団体の需要に応ずる

ために発行するものでございまして、その資金需

要がいわば公的な性格を持つておるということ

で、おのずから限度が出てくるということです。

また、住宅公庫とか沖縄公庫につきまし

ては、その発行する目的が一部の業務に限定され

ておる。それは財形積立債券のための業務需要で

ございますが、そういう目的が限定されておりま

すので、金額として債券発行限度を認める必要が

ないということです。

いずれにいたしま

つておらず、国債の発行も大変な数に上

っています。

問題になつておりますね。そういうときに中小公

庫でござります。

また、民間の金融機関といたしましては興、長

銀、日本債券銀行のような長期信用銀行と外國為

替銀行でございます。

それで、第一問の三十倍という例はあるかとい

うことについて申しますと、現時点ではこれらの金融機関で三十倍という数字はございません。そ

れにはいろいろの理由がございますが、公営公庫

あるいは住宅公庫、沖縄公庫、それを除きます金

融機関につきましては債券発行限度が設けられ

るということを予防いたしまして、同時に債券保

有者を保護するということが目的だと考えられま

す。中公につきまして限度が設けられている理由

も同様でございます。

なお、公営公庫とか住宅公庫、沖縄公庫につき

まして、債券発行限度が設けられておらない理由

でございますが、これは公営公庫がその目的が資

金調達能力の乏しい地方公共団体の需要に応ずる

ために発行するものでございまして、その資金需

要がいわば公的な性格を持つておるということ

で、おのずから限度が出てくるということです。

また、住宅公庫とか沖縄公庫につきまし

ては、その発行する目的が一部の業務に限定され

ておる。それは財形積立債券のための業務需要で

ございますが、そういう目的が限定されておりま

すので、金額として債券発行限度を認める必要が

ないということです。

いずれにいたしま

つておらず、国債の発行も大変な数に上

っています。

問題になつておりますね。

庫債の引き受けにつきまして、銀行の方も余りいい頷してないようですね。でありますので、この中小公庫の公庫債の発行、消化、これがちょっと心配になるわけですが、当局はどう考えておるのか、それと政府引き受けと民間の金融機関の引き受け、これはどういう割合になるのか、国债との競合は起きないかどうか、この辺お伺いします。

引き上げに伴いまして当然四月から改定になるべきものと考えておりますが、その点につきましては未定でございます。なお、資金運用部からの借入金の金利でございますが、これにつきましては四月から改定されまして、現在では八・〇%と相なっております。

うに思いますが、いかがお考えでございましょうか。

○政府委員(左近友三郎君) 中小公庫は、現在御指摘のように、赤字が出たということではございません。これについては、御指摘のようにいろいろな事情がありますが、しかしこの中小公庫というのは政府系金融機関でございますので、中小企業のためにいろいろな政策融資を実行する、あるいは

公庫の支店に行きました。倒産対策融資として二千万円、それから一般貸し付けとしまして三千万円の融資を申し込んでおります。ところが、中 小公庫は直接貸し付けでは時間がかかるので代理店を指定するようとに、こういうふうに申してい るわけなんです。しかし、この方は農協としか取 引関係がないというふうなことで、そう言われて、やむなく民間の相互信用金庫を代理店として

ざいますが、五十五年度に予定いたしております  
八百五十億円のうち六百五十億円は政府引き受け  
でございまして、二百億円が市中公募債でござい  
ます。この二百億円は五十四年度の二百億円と同  
額でございます。それからまた最近の実績から申  
し上げますと、市中公募債のうち約八割が窓口で  
て、主として機関投資家でございますが、により  
まして消化され、残りの二割程度がシンジケート  
団の引き受けと相なっております。最近はこの窓  
口での一般消化がかなりふえるという傾向にござ  
います。

が、今回限度額の引き上げを原案としてお願ひしております理由も、今後の中小企業者の資金需要の伸びに応じまして、弾力的に資金調達の道を開いていくことが基本にあるわけでございます。そのような前提に立ちまして、今後も、財投の借り入れでは揃い切れない資金需要に対しまして補完的に債券発行をしていくと考へております。なお、調達の原資の中に占めます債券の割合は現在おおむね5%程度でございまして、今後債券の発行限度額を引き上げましても、債券発行額をそれによって急増する、あるいは急

場合によつては繰り上げ償還を実施するとか、あるいは金利の減免を行うというようなことをやつておりますので、こういう景気の変動期にはどうしても赤字が出てくるということをございます。したがつて、われわれどいたしましては、そういう経営基盤が悪化したときにその経営基盤を問題がないようにしていくというのは政府の大いに努力をしなければいけないところだというようにわれわれは考えておるわけでございまして、たとえば、今回の二十億の出資というのも、そういうものも持つておるわけでござります。さらに将来を

緊急融資の申し込みをしなければならないというふうな状態になりました。しかも、そこだけでは資金が足りませんので、商工中金にも一千万円の融資を申し込んでおります。しかし、二ヵ月たつた現在に至りましても資金を借り入れることができないというふうなことで、非常に困っているわけです。私は、こういうことでは倒産というふうな緊急事態に対処することができないと思うわけです。中小公庫は、本人が農協にしか関係がない、だから代理店から簡単に融資を受けられないような状態でない、そのことを十分に承知している

また、国債との競合問題でございますが、公募債につきましては、主務官庁で金融情勢、起債市場の状況等を勘案し、定められたものでござりますので、従来と同様市場におきまして国債との競合は生じない範囲内である、かように考えておりたいと思います。

○安武洋子君 今回の改正案の内容は、債券の発行限度額を引き上げるとともに、予算措置のみで追加出資ができる、こういうもので、この改正は、私はそれなりに評価ができるというふうに思っております。しかし、収支状況が非常に悪化している中で、中小公庫の困難がこれだけで改善さざいまして、安定的な資金ソースの一環として債券の発行を行っていくと、かように考えております。

考えましても、政府の政策を実施するために、中小企業公庫が運営を極力能率的にやってもなおかつ採算がとれなくなるというふうな事態が出てきます。それには、その事態に応じまして適切な措置を政府と一緒に講じなければならぬというふうに考えておりまして、措置のやり方につきましては、今回の出資とか、いろいろなやり方があるかと思いますし、また、過去におきましたのも、ごく特別の緊急融資等につきましてはその金利を一部補充したという例もございます。したがいまして、いろんな措置

から、危ない様は渡りたくないとしているんだと  
とで、直接貸しをしなかつたとか思えないわけ  
なんです。私はこういうことがあってはならない  
と思いますが、いかがお考えでございましょうか。  
○政府委員(左近友三郎君) 中小公庫の貸し出し  
につきましては、できるだけ迅速に取り扱うよう  
にと常々われわれの方も指導しておりますし、また、  
公庫自身も努力しておられるところでござい  
ます。ことに、御指摘のような倒産対策の緊急措  
定

いま消化のことについてお話をあつたんですねが、今後は消化先の多様化を考えていかなければなりません。しかし、これは第五次の公定歩合の金利はどうなつておるのか、また、運用部財投が参考人(船後正道君) 債券の発行条件でござりますが、こどしの三月債は表面金利が八・一%でござります。しかし、これは第五次の公定歩合の金利はどうなつておるのか、それをお伺いします。

れるというふうには思えないわけです。  
例を挙げますと、特別貸し付けの問題とか、あ  
るいは繰り上げ償還の問題とか、こういうものが  
公庫の財政を圧迫することになつております。私  
は、このような国の方針に従つて行う政策融資  
それから中小企業者の利便を図つたために結果的  
には赤字になつたといふようなものにつきまして  
は、これは、政府はその分を一般会計から金額補  
てんして公庫の経営悪化をやはり防ぎ、そして中  
小企業者に役立つようすべきだと、こういうう

○安武洋子君 政策融資で公庫が圧迫を受けないように、万全の措置を図つていただきたいと思います。

中小公庫の業務についてお伺いしたいんですけども、ある繊維関連の中小業者の場合なんですが、けれども、この業者が取引先が不渡りを出して倒産をしたわけです。そこで、二月の十二日に中小公庫を講じて、この中小公庫が健全に中小企業の資金需要に応じられるような態勢を整えていきたいと、いうふうに考えております。

資につきましては、文字どおり、緊急融資でござりますから、極力手続を早くしなきやいけないと、いうことで、われわれもそういう点を強調しておりますわけでございます。公庫としても十分努力しておるとは思いますが、御指摘のような事例もありましたということはなはだわれわれも残念に思うわけでございますが、これにつきましては、令後十分注意をいたしまして、いまのような事例について直接貸しで早くやれるという場合には直接貸しでやるという道も十分考えるというふうなこ

○安武洋子君　四月六日付の新聞報道でございま  
すが、この新聞報道によりますと、日銀が民間金  
融機関の貸し出し抑制を一段と強化しているのに  
あわせまして、商工中金とか、国金とか、中小公  
庫の四月から六月の貸し付けについても抑えぎみ  
にするよう指導していく構えだ、こういうふう  
に報道が出ております。この記事が事実なら私は  
大変重大な問題だと、こういうふうに思っており  
ます。政府系の金融機関の融資を拡大してほしい  
というのがないま中小業者の切実な願いなわけで  
す。こういうときに政府系の中小金融三機関の貸  
し付けを抑えていくというのは、この願いと逆行  
する、現実に合わないというふうに思いますが、  
これはいかがなんでしょうか。

○政府委員(左近友三郎君)　確かに、新聞紙上そ  
ういうふうな記事が出ておりましたが、これは、  
事実ではございません。

われわれの方は大蔵省と相談をいたしておりま  
して、金融の引き締め、これは全体の物価対策と  
しての金融の引き締めは必要ではござりますけれ  
ども、中小企業のしかも健全な運営をやっておる  
中小企業が非常にそのしわ寄せを受けて迷惑をこ  
うむるという事態は、これは回避すべきであると  
いうことでござりますし、そのためにはやはり政  
府系金融機関が今後そういう対策の、いわば一番  
先端に立つていかなきやいけないと、いうことで、  
これは大蔵省も同じ判断でござります。したがい  
まして、実は第一・四半期の中小公庫あるいは國  
民公庫、商工中金という政府系三機関の枠を決め  
るに当たりましても、実は昨年対比、たとえば中  
小公庫でございますと、一三・五%アップの枠を  
設定しております。ちなみに去年の第一・四半期  
は前年対比五・二%アップしか枠を設定してなか  
ったんですが、ことしは一三・五%ということです  
ございますし、三機関平均でも一六・三%アップ

方々の融資需要に応ずるようになります。そしてまた、そういうこともございましたので、実はわれわれも大蔵省とも相談をいたしました。そこで、関係の金融機関に健全な運営をやつしていくる中小企業にしわの寄らないような配慮をしてくれるというふうなことを特に今回通達を出しまして、そういう点を誤解しないようにいたしたわけでございます。そういうことでござりますので、われわれといったしましては、こういう時期にこそ政府系機関が中小企業にしわの寄らないような配慮をするべきであるという趣旨をやっておりますし、繰り返し申し上げますが、大蔵省もそういう意見でござります。

○安武洋子君 いまの御答弁の、やはり中小企業の融資要求に応じられるような政策をとつていいたいというふうな趣旨が末端でやはり生かされずに、先ほども私が申し上げたような窓口規制が行われるというふうなことは、私はやっぱりあってはいけないと思うんです。ですから、そういう点も十分御配慮をいただきたいということをつけ加えさせていただきます。

それから、中小公庫の担保の評価のあり方にについて二、三お伺いたしたいんです。

最近、中小公庫の融資を申し込んだ場合ですけれども、担保の査定が非常に厳しい、こういう話題がもうあちらでもこちらでもあるわけなんです。私も、もちろん担保の査定をあいまいにして焦げつきをつくってもよいというふうなことを申し上げているつもりではございませんけれども、特に担保力の弱い下請中小企業などにとつて、民間の金融機関の窓口からは締め出されると、こういう傾向が強まっているわけです。だから、さらに強まるところも予想されますから、中小公庫が担保査定するに当たつて、彈力的にこの担保の査定を行なうべきではなかろうかというふうに思つわけなんですね。これは、中小公庫に限つたことだけではなく、ざいません、国金も含めての問題でございますけれども、二番抵当の場合の評価が非常にまたこれ

厳しいです。すぐに信用保証協会の保証をとつて借り入れの道をふさがれてしまうというふうなことがありますので、先ほどの長官の御答弁ともやつぱり私は矛盾してくるというふうに思います。結局、保険料払は高い利子で借りているのと同じことになってしまいます。こういうことで、信用保証協会に担保を求められても困るというふうな状態も出てきますので、私はやはり担保の査定というのは彈力的に行うよう、ぜひ強力な指導をどうしてもしていただきなければならないといふうに考えておりますけれども、この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(中澤忠義君) 中小公庫を含めまして、政府系の金融機関がその貸し付けに際しまして、担保の請求その他がいたずらに厳格になると、いうことは、十分避けなければならぬかと思ひます。そのような観点に立ちまして、從来から担保請求に当たりましては、民間金融機関に比べて評価の方法あるいは担保物件の範囲についてより強力的に行はるよう、通達その他をもちまして指導しているところでございます。今後につきましては、中小企業者の立場に立つて担保請求の強力化につきまして検討していくようになってまいりたいと、かように思ひます。

○安武洋子君 現状ではお答えとはちょっと違つて、ますますこの担保評価が厳しくなつて、一般的の窓口からも縮め出され、担保評価が厳しくなる中で、中小業者の方が大変困つてなさるという現実があるわけなんです。ですから、いまの御答弁を本当に現場で生かせるような御指導をお願いいたします。

そこで、さらに重ねて伺いますが、担保力とか信用力の評価の問題でございます。現在中小企業が一定額以上の貸し付けを受けようとする中で、中小業者の方方が大変困つてなさるというふうなときには不動産などの有形の担保、これがどうしてもなければならないといふことを、これ、絶対条件になつております。大企業の

場合ももちろん有形の担保というものが求められているわけですけれども、それ以上にネームバリューとか、あるいは経営内容とかいうものが信用というふうなことで評価をされるという、こう で私は、今年度の政府の中小企業の施設を見てみましても、中小企業の経営能力の開発とか、あるいは自助努力の育成とか、技術的発展の援助とか、こういうことになってしまっておられます。これでは、努力して伸びようとあっても、政府側のうたつていらっしゃるようにはなかなか資金面でいかないわけなんです。したがつて、これから私はやはり研究課題の一つにしていただきなければならぬと思いますが、有形の担保以外の、やはり経営力とかあるいは技術とか、のれんとかと、こういうふうな経営資源ですね、それから経営能力と、こういう形にあらわれないものもやはり信用力として担保評価ができるような、そういう積極的な中小企業の金融政策がいま求められているのではないかとうかというふうに思います。こういう点についてどうお考えでございましょうか、御見解をお伺いいたします。

業化に関する保険というのを考えておるわけですが、これはつまり、発明創意をいよいよ企業として企業化する場合に、これがやはり有形のなかなか担保がとれないというふうなことがござります。したがいまして、これをまあ信用保証協会が保証すると、そのためには政府が信用保証協会に対して保険をかけるという制度をつくりまして、そういう無形の技術というようなものをバツグにして資金が借りられるような制度も、実は御審議を受けて始めようというふうなことも考えておりますが、こういうことを手始めに、御指摘のような点について今後いろいろ研究をしてまいりたいというふうに考えます。

○安武洋子君 中小企業をめぐる金融全般について中長期的に見てみました場合に、中小企業がわが国産業の中に占める重要性というのは、もうこれは申し上げるまでもないわけなんですが、いま中小企業を取り巻く経営というのは非常に厳しいものがござります。それで、大企業の減量経営によるし寄せとか、輸出における中小企業製品の伸び悩みとか、あるいは原材料の高騰など、数え上げれば切りがないわけです。このような中小企業の倒産というのは、五十年の九月以来一千件台が五十四カ月も連続して続いているわけですね。ですから、現在金融の引き締めが強められ受けにくいくと、こういう中小企業に対して、私は今後とも政府系金融機関の融資を行って中小企業の発展を援助するということを強力にお願いしたいわけです。

がりを強化しようとか、あるいは修理への懇切な相談、アフターサービス、こういうことで小売店ならではの努力も続けておられるわけです。しかし、何といいましても量販店の廉売による打撃というのは非常にきついわけです。ですから、小売業者の方々も共同で仕入れをしようとかあるいは協業とか共同化とか、こういう方向などを打ち出して、そういう対策を一部では考えを進められているところもあるようなんですね。

こういう実情の上に立って私は通産省にお伺いいたしますけれども、中小家電小売業者の振興についてどのような対策をお持ちかということを最初にちょっととお伺いいたします。

○説明員（小長啓一君）先生御指摘のように、一般に中小小売店におきましては大規模小売店に比べまして資金力等の面で不利な立場にあることもありますのは事実でございます。したがいまして、通産省いたしましてもかかる点を補正をいたしまして、中小小売店の一層の育成振興が図られるようには広範な施策を講じておることでござります。

具体的には、中小小売業者の資金調達力を補うために、政府系中小企業金融機関からの長期低利の融資を行なうというのが第一でござりますし、中小小売業の事業努力が効果的に成果に結びつくような経営の診断、指導等を行つておるのが第二でございます。

第三には、中小小売商業振興法に基づきまして共同化、組織化等の推進を図つておるわけでござります。

てまいりたいと考えますとともに、これら施策の一層の充実に努めてまいりたいと考えておる次第でござります。

○安武洋子君　家電流通業界の場合、電機メーカー側は量販店に対しましては、卸売価格の値引きとかあるいは特別リベートあるいは量販店向けの商品、こういうものをつくるというふうなことで、廉売とか目玉販売、これが可能な対応をしているわけなんです。ところがその一方で、中小売業者に対しましては、従来から店会制とかあるいはテリトリー制とかあるいは一店一張合い、こういうことで系列化を非常に強めております。今日なお実質的にはそういう制度が強く残つておるわけです。仕切り価格と低いマージンでメーカーでメーカーの言いなりになるというふうなことで、言いなりにならざるを得ないわけですね、こういう状態に置かれているわけです。こういうふうに出発点がもう全然違うというふうなことで、競争できる半面でないのはこれはもう明白な事実なんですねけれども、こういうメーカーや量販店のやり方に對して、私は公取にお伺いいたしましたが、公取としてはどのよう対応を行つていらっしゃるんでしょうか。

○政府委員(鈴持浩裕君)　家電業界は、メーカー段階におきまして寡占化が非常に進んでいる業界でございます。こういった業界におきます競争秩序の維持に対しましては、公正取引委員会といしましても大きな関心を持っておりまして、從来から流通系列化の実態把握に努めてまいりましたところでございます。先般、独禁研と言つております

○安武洋子君 私、ひとつここで具体的な例を挙げてお伺いをいたします。

神戸、明石の家電小売商の方々で組織をされております兵庫県電器商業組合神戸支部のこういう方々ですが、従来から量販店の安売りへの対策を公取などに求めてこられました。ところが、これがうまくいかないと、いう状態のもとで、じゃ共同仕入れしよ、共同広告で、少しでも安く仕入れて消費者に提供して中小小売商の心意気を見せよう、こういうことで昨年の五月ころからこの協議を進めてこられました。そして、ことしの一月、二月に宣伝、売り出しを計画されたわけです。ところが、いよいよ共同仕入れ、共同広告を実施しよう、こういう段取りになつたときに、メーカー側が圧力を加えてきております。こういうことは全部断念をせざるを得ないというふうな状態に追い込まれたわけです。まず、どういう圧力がかかるか。松下電器の神戸営業所の課長が、電器商業組合神戸支部の組合員の四〇%はこれはナショナル系だ、そこが共同仕入れということで他のメーカーの物を扱われるというの困る。もしこういうことを強行するならナショナル系の組合員を脱退させると、こう言って、もちろん共同仕入れを拒否されたわけです。そればかりか、ゼネラル、三洋、シャープ、NEC、こういうところの営業所に前金で共同仕入れを発注しても、すべて拒否あるいは回答を拒否されるというふうな状態です。中には、一たんは成談したものがありま

家電品の販売分野への大スーパーとか大型量販店の大量進出とか、それから目玉販売の増加とか、こういうことで家電小売の業者の方、まあ一様に売り上げとかマージン、これが大幅に減りまして、経営の危機に陥つておられるわけです。こういう中で、小売業者も消費者との人間的なつながりを失いつつあります。

施策が広く適用されておるわけでございります。また、家電製品の修理技術者の認定制度を設けておりまして、家電小売店の修理技術者の技術の向上を図るために、とも心がけておるわけでございます。

今後におきましても、中小家電小売店の育成を図るために、中小企業施策の効果的な活用を図つ

も、一般的にテリトリリー制、「一店一帳合」制など  
の流通系列化の手段につきまして、独禁法上の問題  
題点が指摘されているところでござります。わざわざ  
われ現在、家電業界に対しまして具体的な流通を  
系列化の実態を調査をいたしておりますところでござ  
まして、この結果に基づきまして必要に応じて好

が創立二十周年のキャンペーン、「こういうことでもキャンペーんをやられるということで協賛金を出すということになつていたわけですけれども、そういう金はストップすると、こういう圧力がかかりました。そこで、まあ断念をせざるを得なかつたわけですけれども、一生懸命何とかそ

それでも続けていいというふうなことで、協力してください。十台仕入れさせてもらって、これを売りに出した  
れる卸屋さんがやっとあって、三菱のテレビを数  
台入れ先を突きとめてくるというふうなことで、  
その卸屋さんにまで迷惑がかかってしまうと、こ  
ういうことまで起きました。これでは量販店と小  
売業者の公正かつ自由な競争というののは出発点か  
ら崩されてしまうわけです。

されておりますけれども、私は公取としても、こんな状態、十分調査をお願いしなければならないと思います。公正かつ自由な競争の基盤が確保されるようには私は止すべき点ではなかろうかというふうに思いますが、いま私が挙げました具体的なこの事例についてどのようにお考えでござりますか、お伺いいたします。

安売り業者を市場から締め出したり、あるいはテリトリー制であるとかあるいは一店一帳合いでする違反に対する制裁措置であるといったふうな場合が問題になる場合であろうかと思います。

それから、効果の面におきましては、通常はそこから取引を拒絶されるとほかにかわりの取引先がないような場合、こういう場合は非常に問題があるということになろうかと思ひます。

御指摘の場合につきましては、あと一つ問題は、私ども取り締まりの規制の対象になりますのは取引方法でございまして、一回限りの行為、終わってしまった行為はなかなか問題にしがたい、そういうふうな一定の方針なり営業方針あるいは取引方法というものを用いておる。継続反復して行うおそれがあるかどうか、こういったことを総合いたしまして判断することになろうかと思いま

ういうことでこれは抑えて、今までのつくり上げた自分の方の継の系列、このメリットを手離さないといふふうなことでは、中小業者の努力といふのはこれは幾らやつてもむだだということになつてしまふわけです。

そこで、私は通産省としましても、中小小売業者の自主的な協業あるいは共同化事業への援助を強めるとともに、このような共同仕入れに対する大メーカーの圧迫とかあるいは差別的な卸値価格制度など、中小家電業者の振興とか發展を阻害している、こういう要因を排除するための強力な行動指揮がいま求められていると思うんです。

大臣、先ほどから私の具体的な例を挙げての話、おわかりだと思いますけれども、こういう点についていかがお考えでございましょうか。御見解を伺います。

○國務大臣(佐々木義武君) お話をちようだし

そういうものに当たるかというふうに思いますので、十分われわれも検討いたしまして、これは各省連絡会議というのがございますし、もうしばらくいたしますと、また五十五年度の中小企業向けの発注比率を決める会議も開かれますので、その席上でもそういう御趣旨をよく各省にも伝えていきたいというふうに考えます。

○柿沢弘治君 それでは中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について若干の質疑をしたいと思います。

前に申し上げていた順序と若干違うかもしませんけれども、この両院から御提案になつております中小企業金融公庫法の改正については、中小企業金融の充実という意味で原則として私も歓迎をすべきことだと思います。

ただ、今回の改正の中で一番重要な点である債券の発行限度の引き上げの理由といいますか、二十七倍と三十倍にすること、うなこについて確実な根柢を

○政府委員(妹尾明君) 御指摘になりました問題點、たくさんござりますので、なかなか複雑な問題かと思いますが、それと、私どもいたしまして事実をはつきり掌握いたしておりますわけではございませんので、一般論でお答えすることをお許しくださいと存りますが、一つは共同仕入れに対して取引を拒絶したという点でございますが、この取引拒絶の問題につきましては、独占禁止法で禁止されております「不公正な取引方法」の中に、

それから、鉄壳業者が小売業者に対して多額の金をさせないように圧力をかけるという点につきましては、これはまた別に、卸売業者の団体の行為でございますと八条一項五号という規定がございまして、ここに不公正な取引方法を事業主に用いるようにさせてはならない。安売りをさせないと、いうような点はこれらの関係で問題がある場合があり得るわけでございます。

なお、先ほどちょっとつけ加えるのを忘れました

たたいで実情をいたしまして、それで、実情を十分調査した上で、行き過ぎた行動を止めるべきがござりますれば今後は止まるようメーカーを指導してまいりたいと考えております。

○安武洋子君 最後に、中小企業庁に私はお願ひいたします。

中小企業向けの官公需の比率の拡大に関連いたしまして、官公庁の家電製品の購入に当たりましては、地元の中小家電小売業者振興の立場から、

○政府委員(左近友三郎君) 二十倍でございますと、現在の資本金から申しますと、ほとんど現在の発行残高に比較いたしまして限度に近づいてきておるというは事実でござります。したがいまして、五十五年度まで債券を発行いたしますための支障にもなりますので、とりあえず限度を上げ拠があるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

不当な取引拒絶、ある事業者に対して不当に物資等の供給を拒絶したり制限してはならぬと、こういう規定があるわけございますが、これとの関係が問題になろうかと存ります。この場合、他方で、営業自由に関する限りまして、売る方といつしましては取引先選択の自由といいますか、どう

たが、あくまで取引先選択の自由というのは個々の企業の問題でございまして、メーカーならメーカーが共同して相互に連絡して取引拒絶を行うということは、一般的に言ってこれは正当であるということはまず少ないんではないか、こういうふうに考えます。

地元の家電小売業者に優先的に発注を行うよう各官庁にも働きかけていただきたい。こういうことをお願いいたとげござりますが、御見解をお伺いいたしまして、時間でござりますので質問を終わらせていただきます。

○政府委員(左近友三郎君)　一の官公需の中小企

たいということです。問題は、ではどの程度上げたらいいかということになろうかと思いますが、現在、各こういう機関でしかも発行限度のございますところは二十倍というのが多うございますが、金融制度調査会等で、長期信用銀行なんかが現在二十倍なんござい

いうところに売るかといふことは自由に選べるという問題がございまして、これとの絡みの関係で考えなくちゃならぬということになるわけですが、結局、取引拒絶がどういう目的でなさいますか、あるいはそのことによりまして拒絶されたか、あるいはそのことによりまして拒絶された側がどういう影響を受けたかなどいうことが重要な側面ではなかろうか。目的といいますのは、たとえ

○安武洋子君 通産省としては中小企業の共同化、協業化、これを推し進めておられる。しかし中小売業者が幾ら共同仕入れの努力をしてみましても、メーカー側は売らない自由があると、この事実が把握されなければ独禁法との関係で検討してみたいと思います。

業向け発注を拡大するということですいろいろな対策が掲げられておりまして、毎年閣議決定をするわけですが、その国の方針の中に、国の機関の地方支分部局等による地方発注の促進という項目がございまして、国の出先機関は、やはりその地方にあるところから物を買うというのを促進しようという項目がございます。いまの御指摘の点も

ますか。一つの今後の指針としたしまして二十倍を三十倍にするべきではないかというふうなことの結論が出ておるというようなことも承っておりまます。したがいまして、この二十倍ではやつぱり不十分だということ、しかしながら、余り発行限度を多くいたしますと、その中小公庫の運営に支障を来すと、いうようなことのおそれもござります。

したがつて、そういう点から諸般の事情を考えて三十倍にいたしたということです。

○柿沢弘治君 金融制度調査会のお話が出ましたけれども、しかし民間に先行してこちらの方が三十倍にしようということですね。

○政府委員(左近友三郎君) 先ほど申し上げましたように、われわれのこの中小公庫といったまでは、現在、限度額に非常に近づいておりますので、早急に措置をしなければいけないということから、結果としては先行したことになるわけですが、改正をいたしたいということです。

○柿沢弘治君 そうすると、それにはそれなりのやつぱり何というか根拠がなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、資本金と債券発行額との割合というものがどの程度であれば安全であるか、健全であるかというのについて、もちろんアブリオリに決定的な率があるわけではないと思いますけれども、過去の経験から考えてとか、ほかの同種のものと比較してということになるわけですから、ほかの政府関係の、たとえば中小企業関係の金融機関についてはどうなっているわけですか。

○政府委員(左近友三郎君) 中小三機関の例を申し上げますと、国民金融公庫はそもそも債券を発行いたしませんので関係ないわけですが、商工中金はやはり資本金等の二十倍といふことになっております。

○柿沢弘治君 そうしますと、商工中金については別途の扱いになるわけですか。それとも今後同じような形で検討していくということになるわけですか。

○政府委員(左近友三郎君) 商工中金につきましては現在まだ限度がきておりません。したがいまして検討課題にいたしておりますがわれわれといたしましては、しかし、かかるべき時期に限度額を上げなければならないんじゃないかということが検討いたしておりまして、そういうときが来ればやはり中小公庫と合わしたいというふうに考

えております。

○柿沢弘治君 限度がきているからというお話をしづしづあるんですねけれども、限度がきたら上げていってもいいのかということになると、そもそも一体限度とは何かという自己矛盾みたいなものになるわけです。ですから、その意味ではやはりもう少しきちんとしたプリンシップがあつておれば、債券発行だけが資金調達の手段ではなくて、財政投融资等もあるわけですから、その点で

限度がきたから上げますというのはちょっとと考えたりだと言わざるも仕方がないと思うんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(左近友三郎君) いま限度がきたからとということを御説明いたしましたので御指摘を受けたわけでございますが、ただ、われわれといたしましても、債券発行が余り過度に陥るということは、まず第一に政府資金——財投資資金を活用するよりは当然金利負担が高くなりますし、そういう点においても中小企業者に低利の資金を供給するという公庫本来の趣旨から考えましても、余り拡大すべきじゃないというのは御指摘のとおりだと思います。現在はまだ五%以下というふうな数字になつております。そしてまた将来も、これは先ほどもお答えをしたわけでございますが、そのウエートを余り拡大させるつもりはございません。したがいまして、そういう全体の調達資金量

申しましたように政府資金が中心ではございますが、やはり政府資金の供給量と、それからまた、中小企業者の資金の需要量とが必ずしも平衡するとは限りませんので、政府資金が若干供給がタイトになつたときにも、やはり中小公庫としての十分な貸し付けができるようになつたくないと考え働いておるというふうに思うわけでございます。われわれといいたしましてはそういうふうに思つておるわけですが、そのためにやつておるわけでございます。したがい

ます。

○柿沢弘治君 本来であれば、金融理論といいますか、理屈的に言えば、債券の発行額だけ資本金に縛つておくんじやなくて、長期の借入金については債券プラス長期借入金で資本金の何倍と、こうだと、しかし長期借り入れの方は野放されども、やはり絶えず一定の資金規模に対応してそれを補うというのも一つの方法ではござりますけれども、やはり絶えず一定の資金規模に対応して比率を持つように運営をしてまいりたいというような方針から、こういうことになったわけでござい

けですね。

○政府委員(左近友三郎君) ございません。そして、われわれとしての基本的な考え方は、やはり財政資金を原資の中心にいたしたいということは変わつております。

○柿沢弘治君 それであればあえて引き上げないといふことであつては、実は健全性が保たれないと、その方が資金コストも安上がりになるわけですし、中小企業のためにプラスになるということであれば、これから民間金融タイトになつてくる中で、あえて債券発行に頼らないで財投資資金に依存するという形で運用されることの方が望ましいのではないかと思う。そうなれば当面急いで改正をする必要がないということになりますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(左近友三郎君) 債券発行というものを公庫がすることになりましたのは、やはり單に政府資金——財投資資金だけに依存しないで、いろんな面での資金調達を可能にして、そして、中小企業の貸し付けの原資の幅を広くするということが趣旨で始められたものでございまして、先ほど申しましたように政府資金が中心ではございますが、やはり政府資金の供給量と、それからまた、中小企業者の資金の需要量とが必ずしも平衡するとは限りませんので、政府資金が若干供給がタイトになつたときにも、やはり中小公庫としての十分な貸し付けができるようになつたくないと考え働いておるというふうに思うわけでございます。われわれといいたしましてはそういうふうに思つておるわけですが、そのためにやつておるわけでございます。したがい

ます。

○政府委員(左近友三郎君) やはり中小企業に対する資金を供給します中小公庫の資金源をどういうふうに見るかということは、非常に重要な問題でございます。ことにそれがやはりなるべくコストにならぬ資金を充実するということでも、これからわれわれの任務だと思います。したがいまして、今後いろいろな資金源を活用しますが、極力コストを低くするという観点から債券の発行限度額というのも十分検討はしてまいりたいと思いますし、いまおつしやいましたように、今後の原資問題について、今後も十分検討を続けてまいりたいと思います。

○柿沢弘治君 それではその問題は終わりまし

て、次に中小公庫の若干の運営の面について總裁から御意見を伺いたいと思いますが、現在代理貸し付けの是非といいますか、代理貸し付けが多過ぎると、直貸しにすべきだというような議論がありますけれども、代理貸し付けの長所、短所、



小企業施策を一体的に推進する中核機関として中小企業事業団を創設することといたしました。

次に、この法案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、中小企業共済事業団及び中小企業振興

事業団を解散し、中小企業事業団を設立すること

であります。新事業団は、これまでの両事業団の

業務を承継することとしております。

業務につきましては、新事業団は、従来両事業

団が実施してきた共済事業、高度化事業及び指

導・研修事業等を一體的かつ効率的に運営するこ

ととなります。また、共済契約者の教養のための

施設の設置及び運営を行うこととしております。

次に、役員につきましては、中小企業共済事業

団と中小企業振興事業団の役員の合計は、十二名

でございました。新事業団では、役員は、理事長

以下九名以内とすることとしております。

その他、財務及び会計に関する規定を整備する

とともに、両事業団の統合等に伴う経過措置を講

すこととしております。また、あわせて、税法

その他関連法律について所要の改正を行うことと

しております。

○委員長(斎藤十朗君) 次に、補足説明を聽取い

ります。何ぞ慎重に御審議の上御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○政府委員(左近友三郎君) ただいま大臣が御説

明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御

説明申し上げます。

中小企業は、わが国経済の発展を支える活力あ

る多数として今まで成長を続けてまいりました。

八〇年代を迎え、わが国中小企業は、発展途

情勢に対応するため、従来にも増して、機動的か

つ柔軟な経営姿勢を維持し、環境変化への活力あ

る対応を図っていくことが必要となつております。

政府をいたしましても、中小企業の自助努力を

積極的に支援し、その成長発展を図るために、施策

の充実に努めてきたところであります。

今後とも、中小企業が当面する諸問題を解決し、その發

展の基盤を確立するため、引き続き施策の強化に

全力を注いでまいる所存であります。

このたび、中小企業施策充実の一環として、中

小企業共済事業団と中小企業振興事業団を統合

し、中小企業事業団を創設することとしました。

これまで、中小企業共済事業団は、中小企業者

の退職等に備えるための小規模企業共済制度及び

連鎖倒産を防止するための中小企業倒産防止共済

制度を運営し、また、中小企業振興事業団は、中

小企業の近代化及び高度化を図るために高度化融

資制度及び中小企業者に対する研修・指導事業を

行い、従来から中小企業施策の推進の上で、重要な役割を果たしてまいりました。

今回の統合により、中小企業事業団は、これま

で両事業団が行ってきた業務を一層効率的

に実施し、中小企業の一層の発展を図るために中

核機関となります。

本法案においては、第一に、中小企業共済

事業団及び中小企業振興事業団を解散し、新たに

中小企業事業団を設立いたします。新事業団は、

両事業団の一切の権利及び義務を承継することと

なります。共済契約者等両事業団と契約関係にあ

る者の権利は、そのまま新事業団に対する権利と

なり、中小企業者が統合により不利益を受けるこ

とはありません。次に業務について見ますと、

新事業団は、小規模企業共済事業、中小企業倒産

防止共済事業、中小企業者等に対する指導・研修

事業及び中小企業構造の高度化事業等を業務として

行います。また、小規模企業共済制度の共済契

約者に対する利益還元のため、共済契約者の教養

のための施設の設置及び運営を行うこととしてお

ります。

第三に、統合に伴う財務関係規定や共済契約の

不公正を是正すること。

第三、原価及び経理を公開すること。

四、国民の意見を正しく反映する公聴会にする

第三月二十七日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のため付託は二月十九日)

一、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

案

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

(請願(第一六八六号))

一、電気・ガス料金値上げ抑制等に関する請願

(第一八三〇号)

一、農事用電力料金引上げ反対に関する請願

(第一八五五号)

一、身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願(第一八七七号)

中部電力は昭和五十五年三月十九日受理

電気・ガス料金値上げ抑制等に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷四ノ一ノ一

三東京消費者団体連絡会内 小林

紹介議員 高杉 勉忠君

一、電気・ガス料金の値上申請については、こ

れを厳重に査定し、抑制すること。

二、電気・ガス事業の産業優先の消費構造を改

め、国民本位のものとすること。

理由

石油製品価格の連続大幅引上げなどにより卸売物

価は連騰し、それを反映し消費者物価指数も上昇

を続けており、消費者は「狂乱物価」の再来の危

惧を大きくしている。こうした状況のもとで、先

づき、電気・ガス料金の大額値上申請がされた。

今回、値上申請はかつてない大幅なものであり、

家計への直接的な影響の大きさはもとより、もし

それが実施されるならば、「狂乱物価」を招くこ

とは必至と考えられる。しかも、今回の申請内容

は、次のような点から極めて問題がある。(1)燃料

費について、原油価格の不安定な状況を理由に極

めて大幅な水増しがされていること。(2)減価償却

方法を一部定率法に変更することにより、東京ガ

スは從来より定率(これが過大に見積られている)こと。(3)退職給与引当金にみられるように、膨大

な内部留保がそのままにされていること。(四)大企業に対する特別割引料金にみられるように、現行の不公平な料金体系が是正されていないこと。このようない回の大額申請については、消費者にとつて納得できない不必要なものと言わざるを得ない。しかも、公益事業であるにもかかわらず、その需給計画・設備計画など主要な計画の策定にあたつて、消費者の意見はなんら反映されていない。更に、燃料の安定確保は本来、政府が自立的・積極的なエネルギー政策を確立することによるべきものである。

第一八五五号 昭和五十五年三月十九日受理 農事用電力料金引上げ反対に関する請願

請願者 福島県相馬郡鹿島町北原形浦向一

五三 相良一夫

紹介議員 下田 京子君

農事用電力料金の改定について、次の事項の実現を図られたい。  
一、農事用電力料金の大幅な引上げをやめること。  
二、農事用電力の適用を従来どおりとし、電力供給規程の本則で規定すること。  
三、農林水産業用電力の低料金確保とその適用拡大を図ること。

理由

東北電力は、燃料費等の高騰を理由に電気料金の大額な引上げを通達大臣に申請したが、一般家計はもとより、特に農林水産業に極めて大きな影響を及ぼし、農事用電力の大幅な引上げ等は、国民的課題になつてゐる食糧自給率向上の目的に反するものである。

第一八七七号 昭和五十五年三月十九日受理 身体障害者に対する電気・ガス料金すえ置きに関する請願

請願者 山梨市落合八六〇 伊藤義貞外三  
十七名

紹介議員 中村 太郎君

我々は、労働災害、交通事故、学校灾害、天災などの災害や疾病によつて脊髄中枢神経を損傷麻痺し、歩行、知覚、膀胱、直腸、発汗等多くの機能液の循環をよくするために入浴は絶対に不可欠である。しかし、湯沸かし用のガス料金が大幅に値上げされると、生活費が圧迫されても入浴回数が現在の半減に余儀なくされ、褥瘡が発生しやすくなつて、しかも、これが悪化すると皮膚癌になつて死ぬこともある。頸髄損傷者(四肢麻痺)は仰向けになつて背を布団につけたまま寝起きなりなので、特に夏は汗疹が発生しやすく、これを防止するには背と布団との間の片方に穴を開けて、そこのへ冷氣を吹き込まなければならぬが、その際、冷房用の電気代が高額に達するので閉口して抗力を極度に衰退しているために、特に冬季は常温から暑くなる。そこで、冬季における常温用には石油を使用していたが、石油の異常な値上がりによつて、大半はガスや電気に切り換えて暖房費をやりくりしてみると、我々の生活が破綻させられるのではないかという脅威にさらされる。こうした身体の特殊事情からくる褥瘡発生予防の入浴用、頸髄損傷者の夏季の冷房用、そして、冬季における常温用などに電気・ガスを多量に消費するため光熱費は多くにのぼつてゐる。(二)我々は、厚年・国年の障害年金、あるいは障害福祉年金が生活の根源になつてゐるが、これは、消費者物価指数が五パーセント以上の変動があつた場合にスライドされることになつてゐる。しかし、この物価指数の算定方法は、数多くの品目が集計された平均値であるため

電気・ガス料金の値上げに際しては、重度身体障害者には現行料金をすえ置かれたい。

理由

我々は、労働災害、交通事故、学校灾害、天災などに即応したものではなく、その幅が極めて小さくない。一方、電力・ガス料金は五十パーセントと六十パーセントの値上申請であるから、年金スライドが年に五パーセントとして比較をすると、年金スライドの十年と十二年分相當になる。(三)今回の電力・ガス料金の値上申請はかなり大幅なために全国民的な関心と注視を集めているが、特に我々が矛盾を感じた点は、1申請の際の一バレル当たりの原油輸入購入価格の見通しが四十三ドルと十五ドルに試算されており、これに対して政府の見通しは同単位量に対し三十三ドルで、申請の基礎石油価格と政府の見通しのそれとの間に十ドルと十二ドルという格差があつて電力・ガス会社は十分な余裕をもつて申請していることが明確である。2原子発電用に購入した燃料に対して八パーセントの収入を算定しているが、この燃料は過去の外貨減らしの一環として一括して大量に三十数年分の使用相当分を購入したようであるが、これから先数年分のものについての算定であるならまだも、三十数年分という長期にわたるものもある。3原子発電用に購入した燃料に対して八パーセントの収入を算定しているが、この燃料は過去の外貨減らしの一環として一括して大量に三十数年分の使用相当分を購入したようであるが、これから先数年分のものについての算定であるならまだも、三十数年分という長期にわたるものもある。この分だけでもかなりの余裕があるよう感じられる。

第一九七〇号 昭和五十五年三月二十四日受理 農事用電力料金引上げ反対に関する請願(三通)

請願者 福島県郡山市篠川二ノ二四 石川栄一外三十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一八七七号と同じである。

第一九六四号 昭和五十五年三月二十四日受理 農事用電力料金引上げ反対に関する請願(三通)

請願者 福島県郡山市篠川二ノ二四 石川栄一外三十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一九七〇号 昭和五十五年三月二十四日受理 農事用電力料金引上げ反対に関する請願(三通)

請願者 福島県郡山市篠川二ノ二四 石川栄一外三十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一九二五号 昭和五十五年三月二十一日受理 農事用電力料金引上げ反対に関する請願

請願者 福島県耶麻郡熱塩加納村五目 二

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。

第一九二五号 昭和五十五年三月二十一日受理 農事用電力料金引上げ反対に関する請願

請願者 福島県耶麻郡塙川町能力二一 飯

この請願の趣旨は、第一八五五号と同じである。



昭和五十五年四月二十二日印刷

昭和五十五年四月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局